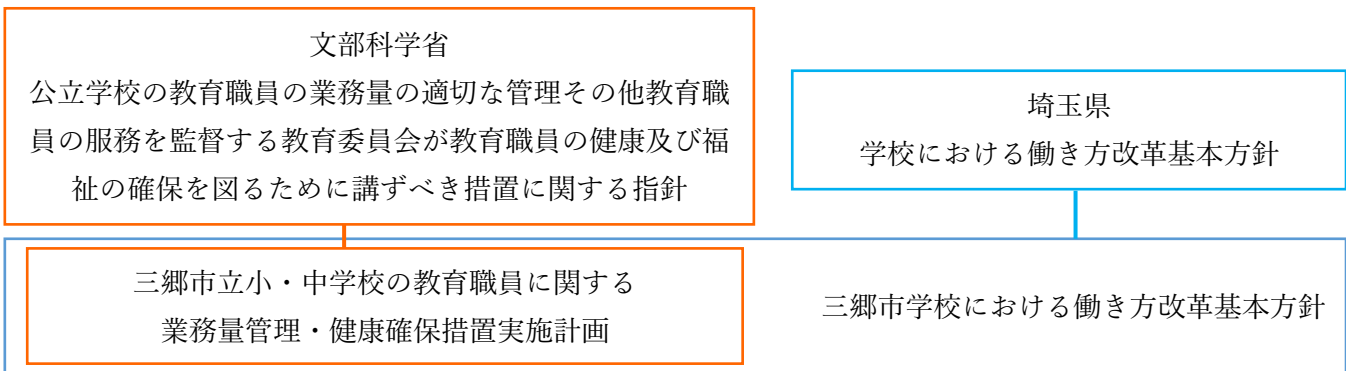


# 令和8年度 三郷市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

## 【計画の策定経緯及び趣旨】

- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法等一部改正法」という。）」が令和8年4月から施行されます。
- ・給特法等一部改正法第1条により新設した給特法第8条第1項において、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「計画」という。）」を定めるものとなりました。
- ・三郷市教育委員会では、給特法第8条第1項に基づき、本計画を策定するものです。
- ・本市においては、これまでの方針として掲げる「三郷市学校における働き方改革基本方針（以下、「方針」という。）」があるため、本計画は、方針の付随的、一体的な計画と位置づけます。
- ・本計画の策定にあたり、教職員の専門性を最大限に発揮して、子どもたちへの教育活動に邁進することを目指す「学校における働き方改革」の推進とともに、教職員の健康の確保のための取組を示すものとしします。

## 【本計画の位置づけ】



※本計画には「三郷市学校における働き方改革基本方針」の参照が必要となります。

## 【本市の状況】

授業を除く、報告書等の書類作成などのその他事務に時間を割く割合が高く、改善を図るためのサポートが必要な状況があります。

「三郷市学校における働き方改革基本方針（以下、基本方針という。）」における4、5ページ参照。

## 【目標】

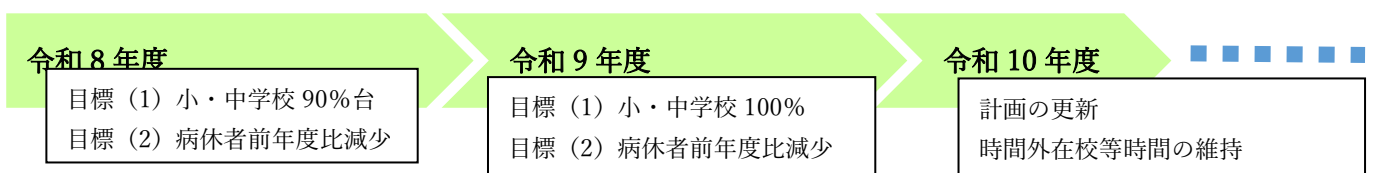
- (1) 時間外在校等時間に関する目標  
月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を100%に
- (2) ウェルビーイング(働きやすさ・働きがい等)に関する目標  
「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

### 【現状値 R7】

- 目標 (1) 45時間：小 93.8% / 中 70.9%
- 目標 (2) 病休者前年度比\*66.7%増

## 【計画の期間】

基本方針の期間（令和10年8月まで）と合わせ、年度ごとの目標を示します。



## 【実施する業務量管理・健康確保措置】

※病休者前年度比：本計画の目標設定の1つ。病気休職者及び1ヶ月以上の病気休暇者数の4月時点で前年度比

本市では、基本方針の中で4つの具体的な取組を示しています。これらの取組みの中で、本計画の具体的な取組事項としては、「学校・教師が担う業務に係る3分類」及び教職員の健康確保に則した以下の内容とします。

①教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現（基本方針11ページ）

- ・「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」に基づき、適正な学校部活動となるように推進していくとともに、学校部活動を地域クラブ活動に移行するよう努めます。
- ・校務支援システム等の機能を活用しながら、学校の負担軽減となるような効率化に努めます。
- ・学校等で取り扱う徴収金について、キャッシュレス化などの検討を進めます。
- ・スクール・サポート・スタッフ等の、教職員の業務を支援する人材の配置に努めます。
- ・学校の諸問題に対する初期対応として、学校諸問題相談窓口について、調査研究を図り、設置に努めます。

②教職員のワーク・ライフ・バランスの確立（基本方針14ページ）

- ・健康診断やストレスチェックを行うとともに、勤務が長時間となっている教職員に面接医等による面接相談を働き掛けます。

③教職員の健康を意識した働き方の推進（基本方針15ページ）

- ・労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の整備を図り、各学校に衛生推進者・衛生管理者を選任し、衛生委員会の運営等の推進を図ります。
- ・健康に不安のある教職員に対して、面接医等による面接及び相談を実施します。また、その他の相談窓口についても案内するなど、健康維持増進のための対策に努めます。

④保護者や地域の理解と連携の促進（基本方針16ページ）

- ・ホームページやリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。学校は、ホームページ等を活用することで保護者・地域への理解促進を図ります。
- ・「学校の部活動に係る活動方針」について、生徒及び保護者に周知し、理解促進を図ります。

**【重点的取組】**

- I 学校諸問題相談窓口について、調査研究を図り、設置に努めます。
- II 教職員の業務や心身のサポートする人材の配置が図られるように努めます

**【関連する取組と今後のフォローアップ】**

取組の実効性を確保するため、基本方針においては、勤務管理システムでの管理や業務改善検討委員会設置による意見聴取等を定めています。（基本方針10ページ）

また、総合教育会議での本計画の取組状況を報告するほか、年度ごとの計画の見直しにより、目標や重点的取組の進捗状況の振り返りを行うとともに、関係機関との連携、保護者や地域等との理解と協力を得ながら、本計画の目的に向けた環境を醸成し、基本方針と合わせて教職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図ります。